

大口町告示第 1 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第 1 9 号）第 1 条第 1 項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和元年 9 月 1 8 日

大口町長 鈴木 雅 博

道路の区域変更

路線 番号	路線名	区 間	変更前後 の別	敷地幅員 (m)	延長 (m)
750	下小口 50 号線	下小口四丁目 63 地先から 下小口四丁目 64 - 2 地先まで	変更前	2.0 ～2.0	15.0
			変更後	43.5～41.0	15.0
815	下小口 115 号線	下小口七丁目 99 地先から 下小口七丁目 100 - 2 地先まで	変更前	7.0 ～7.0	18.0
			変更後	39.0～7.0	18.0

町道下小口50号線、町道下小口115号線道路区域変更箇所図

変更箇所

1:2,500

